

# 第7次長野市高齢者福祉計画・第6期長野市介護保険事業計画 「あんしんいきいきプラン21」答申案の概要

## ◆ 総論

### 1 計画策定の趣旨【計画書3頁】

前計画では、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、積極的な社会参加を支援するとともに、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指してきました。

本計画からは、少子高齢化が一層進展し高齢者を取り巻く状況が大きく変わってくる平成37年(2025年)を一つの目標時点とします。これまでの方向性を継承しつつ市の重要政策の一つに位置づけた「健康長寿」につながる事業に重点をおくとともに、地域包括ケアシステムの確立に向けた「地域包括ケア計画」として本計画の見直しを行い、平成37年(2025年)までの中長期的なサービス・給付費・保険料の水準を推計し、新たに本計画を策定するものです。

### 2 計画の基本的性格【計画書4頁】

本計画は、老人福祉法(第20条の8)に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法(第117条)に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられる計画で、両計画を一体的に策定し、高齢者の福祉及び介護に関する総合的な計画としています。

### 3 計画の期間【計画書4頁】

平成37(2025)年を見据え、平成27(2015)年度を初年度とし、平成29(2017)年度を目標年度とする3か年計画とします。

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
第6次・第5期	計画期間					
第7次・第6期				計画期間		

## 4 計画期間における人口推計【計画書 8 頁】

計画の最終年度となる平成 29 年には高齢者人口が 11 万人を超え、高齢化率は 29.8%まで上昇すると見込まれます。

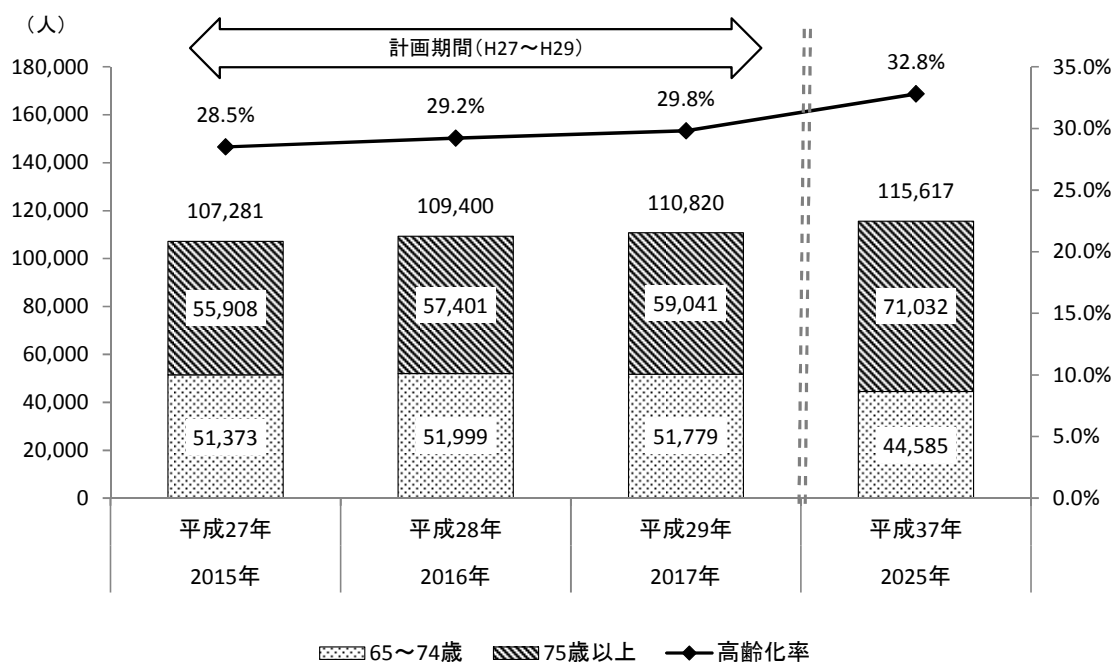
また、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年には、高齢化率が 32.8%となり、約 3 人に 1 人が高齢者となると推計されています。特に後期高齢者人口が 7 万人以上となり、総人口の 2 割を占めると予想されます。

	2015年 平成27年	2016年 平成28年	2017年 平成29年	2025年 平成37年
総人口	376,074	374,382	372,499	352,929
65～74歳	51,373	51,999	51,779	44,585
75歳以上	55,908	57,401	59,041	71,032
65歳以上 計（第1号被保険者）	107,281	109,400	110,820	115,617
高齢化率	28.5%	29.2%	29.8%	32.8%
40～64歳（第2号被保険者）	126,304	125,593	125,134	119,055

※各年 10 月 1 日現在

※平成 26 年 1 月に長野市企画課がまとめた人口推計。平成 22 年国勢調査人口に基づく、平成 24 年 10 月 1 日現在の推計人口（長野県企画部公表）の男女別・各年齢別人口を用いています。

### ■ 計画期間中の高齢者数（高齢化率）の推計



## 5 要支援・要介護認定者数の推計【計画書 12 頁】

高齢者数の増加に伴い要支援・要介護認定者は増加し、平成 29 年には 23,657 人となり、平成 37 年には 28,000 人を超えると推計されます。

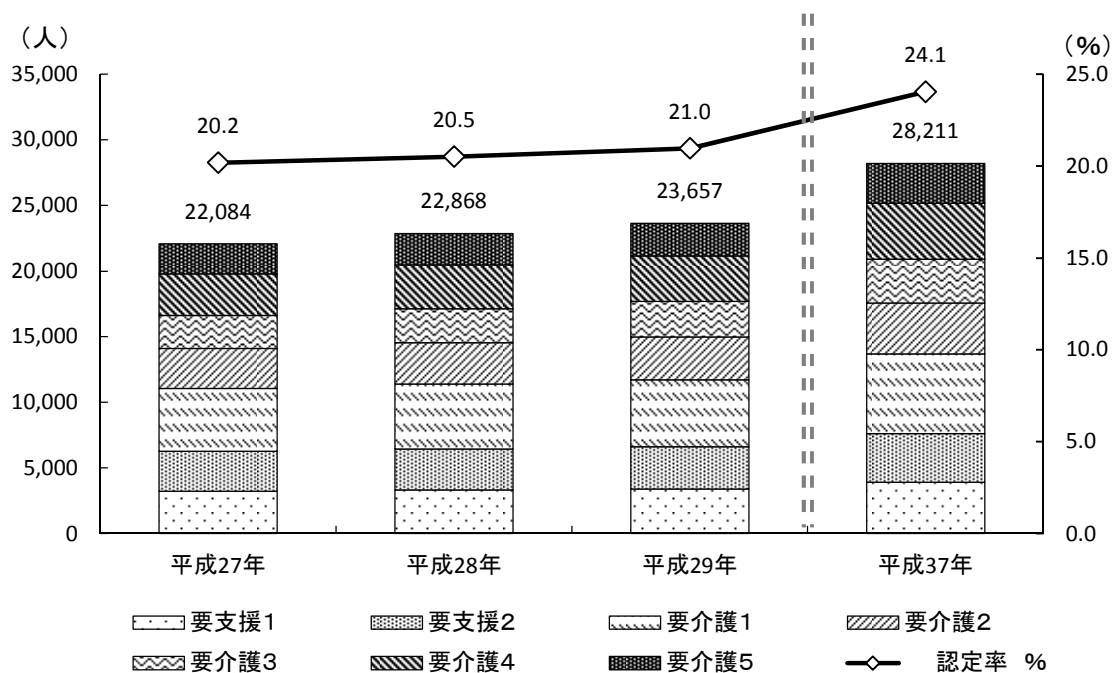
また、認定率が高い後期高齢者の割合が増加することから、全体の認定率も上昇することが予想されます。

■要支援・要介護認定者数の推計

		平成27年	平成28年	平成29年	平成37年
<b>要支援・要介護認定者数</b>		<b>22,084</b>	<b>22,868</b>	<b>23,657</b>	<b>28,211</b>
<b>認定率 %</b>		<b>20.2</b>	<b>20.5</b>	<b>21.0</b>	<b>24.1</b>
	要支援 1	3,234	3,310	3,395	3,900
	要支援 2	3,037	3,122	3,210	3,716
	要介護 1	4,780	4,943	5,108	6,061
	要介護 2	3,040	3,153	3,266	3,907
	要介護 3	2,512	2,620	2,725	3,327
	要介護 4	3,185	3,326	3,464	4,258
	要介護 5	2,295	2,393	2,489	3,042

※各年 10 月 1 日現在

※認定率は、第 1 号被保険者における認定率



## 6 基本理念・基本的な政策目標【計画書 25 頁】

本計画では、これまでの理念の方向性を継承しつつ、社会情勢の変化や上位計画、関連計画が目指す方向性を踏まえ、「自分らしく」、「健康長寿」、「住み慣れた地域」、「安心」をキーワードとし、基本理念を以下のとおりとします。

### 【基本理念】

自分らしく  
住み慣れた地域で安心して生活できる  
健康長寿のまち“ながの”を  
共に築きましょう

### 【基本的な政策目標】

#### 1 ー社会参加の促進と健康づくりー

一人一人が地域社会の中で自らの経験と知識を生かして積極的な役割を果たし、また、自らの健康状態を把握し、一人一人が主体的に活動できる環境づくりを推進し、自分らしく健やかに暮らしていくことができるまち“ながの”を目指します。

#### 2 ー地域包括ケアの推進ー

2025年の超高齢社会を見据え、高齢者一人一人の状況に応じた適切な支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を推進し、できるだけ住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち“ながの”を目指します。

#### 3 ー介護保険関連施設等の整備ー

地域における介護ニーズを的確に把握し、需要に応じたサービスが提供できる介護保険関連施設等の整備を促進し、一人一人の心身の状態や家族の状況等に応じた適切な介護サービスを受けることができるまち“ながの”を目指します。

#### 4 ー介護保険事業の適正な運営ー

サービス量の適切な推計に基づく適正な保険給付を行うとともに、個人の尊厳に配慮したサービスの質の向上と公正な介護保険事業の運営を図り、利用者が安心して総合的な介護サービスの提供を受けることができるまち“ながの”を目指します。

#### 5 ー高齢者の安全・安心のための諸事業の推進ー

生活環境の整備や防災・防犯・事故防止対策等、さまざまな分野におけるハード・ソフト両面での諸事業を推進し、高齢者が地域で安全・安心に暮らすことができるまち“ながの”を目指します。

(参考) 基本理念・基本的な政策目標の変遷

	基本理念	基本的な政策目標
第2次 第1期	すべての高齢者が健康で生きがいのある豊かな生活を送るとともに必要なサービスを安心して利用できる明るい長寿社会を築きます。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護予防の推進</li> <li>2 地域ケア体制づくり</li> <li>3 高齢者の積極的な社会参加</li> <li>4 介護サービスの基盤整備と質的向上、一般保健福祉サービスの充実</li> </ol>
第3次 第2期	高齢者が <u>自分らしく健康</u> で生きがいのある生活を送るとともに必要なサービスを安心して利用できる明るい長寿社会を築きます	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護予防・疾病予防の推進</li> <li>2 高齢者の積極的な社会参加支援</li> <li>3 地域ケア体制づくり</li> <li>4 介護サービスの基盤整備と質的向上、一般保健福祉サービスの充実</li> <li>5 <u>痴呆性高齢者支援対策の推進</u></li> </ol>
第4次 第3期	自分らしく <u>元気で生きがいのある豊かな生活を送るとともに介護が必要となっても安心して生活できる明るい社会を共に築きましょう</u>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>生活習慣病予防・介護</u>予防の推進</li> <li>2 積極的な社会活動参加支援</li> <li>3 地域ケア体制づくり</li> <li>4 介護サービスの基盤整備の推進と質の向上</li> <li>5 <u>認知症サポート体制の整備・充実</u></li> </ol>
第5次 第4期	自分らしく元気で生きがいのある豊かな生活を送るとともに介護が必要となっても安心して生活できる明るい社会を共に築きましょう	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 積極的な社会活動参加支援</li> <li>2 地域ケア体制づくり</li> <li>3 介護予防の推進</li> <li>4 介護サービスの基盤整備と質の向上</li> <li>5 認知症サポート・<u>高齢者虐待防止体制</u>の充実</li> </ol>
第6次 第5期	自分らしく元気で生きがいのある豊かな生活を送るとともに介護が必要となっても安心して生活できる明るい社会を共に築きましょう	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 積極的な社会活動参加支援</li> <li>2 地域<u>包括</u>ケア体制づくり</li> <li>3 介護予防の推進</li> <li>4 介護保険事業の<u>適正な運営</u></li> <li>5 認知症サポート・<u>高齢者虐待防止体制</u>の充実</li> </ol>

※下線は前計画からの変更点です。

## ■ 施策体系【計画書 33 頁】

自分らしく住み慣れた地域で安心して生活できる  
健康長寿のまち “ながの” を共に築きましょう

### 1 社会参加の促進 と健康づくり

- 1-1 社会参加活動支援
  - 1-1-1 生きがいつくりの充実
  - 1-1-2 高齢者への就労支援
- 1-2 健康づくりの推進
  - 1-2-1 健康状況の把握
  - 1-2-2 健康づくりの推進

### 2 地域包括ケアの 推進

- 2-1 地域包括ケアシステムの整備
  - 2-1-1 地域包括支援センター運営体制の強化
  - 2-1-2 包括的支援事業の推進
  - 2-1-3 地域におけるコーディネーターとの連携
- 2-2 地域での自立した生活支援
  - 2-2-1 介護予防・生活支援サービスの充実
  - 2-2-2 一般介護予防事業の実施
  - 2-2-3 要援護高齢者等に対する支援強化
- 2-3 認知症対策の充実
  - 2-3-1 認知症を正しく理解し適切に対応できる環境づくり
  - 2-3-2 認知症高齢者（家族）支援体制の強化
  - 2-3-3 認知症対応型施設の整備
- 2-4 高齢者の権利擁護支援体制の充実

### 3 介護保険関連施設等の整備

- 3-1-1 介護保険関連施設の整備
- 3-1-2 介護保険以外の高齢者福祉施設の整備
- 3-1-3 質の高いサービス提供を担う人材の確保
- 3-1-4 高齢者福祉施設等の整備目標

### 4 介護保険事業の 適正な運営

- 4-1 介護保険サービスの推計
  - 4-1-1 施設・居住系サービス利用者数の推計
  - 4-1-2 居宅サービス見込量
  - 4-1-3 日常生活圏域ごとのサービス見込量
  - 4-1-4 地域支援事業の見込量
- 4-2 サービス基盤の整備と質の向上
  - 4-2-1 介護保険サービス基盤の整備
  - 4-2-2 サービスの質の向上
  - 4-2-3 サービスの利便性の向上
  - 4-2-4 費用負担の調整
  - 4-2-5 公正で迅速な要支援・要介護認定
- 4-3 市民・利用者の意見等への対応
  - 4-3-1 相談体制の充実
  - 4-3-2 苦情に対する取組
  - 4-3-3 不服審査請求の経由

### 5 高齢者の安全・ 安心のための諸 事業の推進

- 5-1-1 高齢者が利用しやすい建築物、道路等の整備
- 5-1-2 安全・安心のゆとりある住空間の確保
- 5-1-3 交通事故、犯罪、災害等からの高齢者の保護

## 基本政策 1 社会参加の促進と健康づくり

### (1) 社会参加活動支援

高齢者が、生涯学習などを通して自らの生きがいをづくりに取り組み、それぞれの持っている力に応じて、市民としての社会的役割を積極的に果たせる環境づくりを推進します。

#### 《主な見直し方針》

##### ■老人クラブの育成

○地域と協働した活動など単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の役割や機能の充実を図るとともに、健康活動、若手養成、活動への体験参加や各種イベントでのPR活動により加入促進を目指します。

##### ■おでかけパスポート事業

○今後も安定した事業を運営するため、100円定額制から乗車距離に応じた利用者負担に移行する等、3者（利用者、バス事業者、市）の運賃負担の在り方を見直すとともに、高齢者に対して効果的な社会参加支援となるようパスポートの発行者数の増加及び使用率の向上を図ります。

##### ■老人憩の家運営事業

○安全性の確保を最優先とし、地域特性及び利用者の状況に配慮しながら、公共施設マネジメント指針に添った施設の再配置・長寿命化を進めます。  
○統廃合等により整備する施設は多様化する利用者ニーズに対応するとともに、省エネルギーに配慮し、維持管理・運営コストの軽減を目指します。  
○再編後の施設運営の健全化と利用者負担の公平性を確保するため、利用料の見直しについて検討します。

### (2) 健康づくりの推進

高齢者が心身ともに自立した状態でいきいきと暮らしていくために、病気に対する早期発見・早期治療を促進するとともに、高齢者の主体的な健康づくり活動を支援し、社会・家庭での役割を担う生涯現役づくりを推進します。

#### 《本計画で新たに位置付けた高齢者の健康づくり推進事業》

##### ■「健康手帳」の交付

##### ■国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業

##### ■国民健康保険人間ドック等助成事業

##### ■後期高齢者健診

##### ■後期高齢者医療制度人間ドック・脳ドック助成事業

##### ■健康情報等の発信

##### ■集団健康教育（講演会・運動指導・健康教室）

##### ■「新・健康ながの21」地域出前講座

##### ■健康ボランティア団体の育成支援

## 基本政策2 地域包括ケアの推進

### (1) 地域包括ケアシステムの整備

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)を見据え、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるために、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、介護や支援が必要になっても、一人一人の状態に即した適切で効果的なサービスを総合的に提供できる体制を整備します。

#### 《新たに取り組む主な事業》

##### ■在宅医療・介護連携推進事業

- 特に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスをはじめ、訪問看護や訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションのサービス提供基盤の充実に努めます。
- ケア会議や日々の情報交換を通じて連携を深め、在宅の要支援・要介護状態の高齢者の支援を効果的に行います。
  - 在宅医療連携の拠点機能を担う地域包括支援センターの創出に向けて、医療関係機関と十分な情報提供や意見交換を行いながら調整を図ります。

##### ■認知症高齢者支援事業

- 認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断・早期対応につなぐ支援を強化するとともに、認知症地域支援推進員を中心に相談しやすい環境の整備や他職種で支援する体制の整備等サポート体制を整えることにより、認知症でも生活できる地域づくりを進めます。
- 各地域包括支援センターが中核的機関となって、地域における認知症支援の充実に図ります。

##### ■生活支援コーディネーター機能の強化

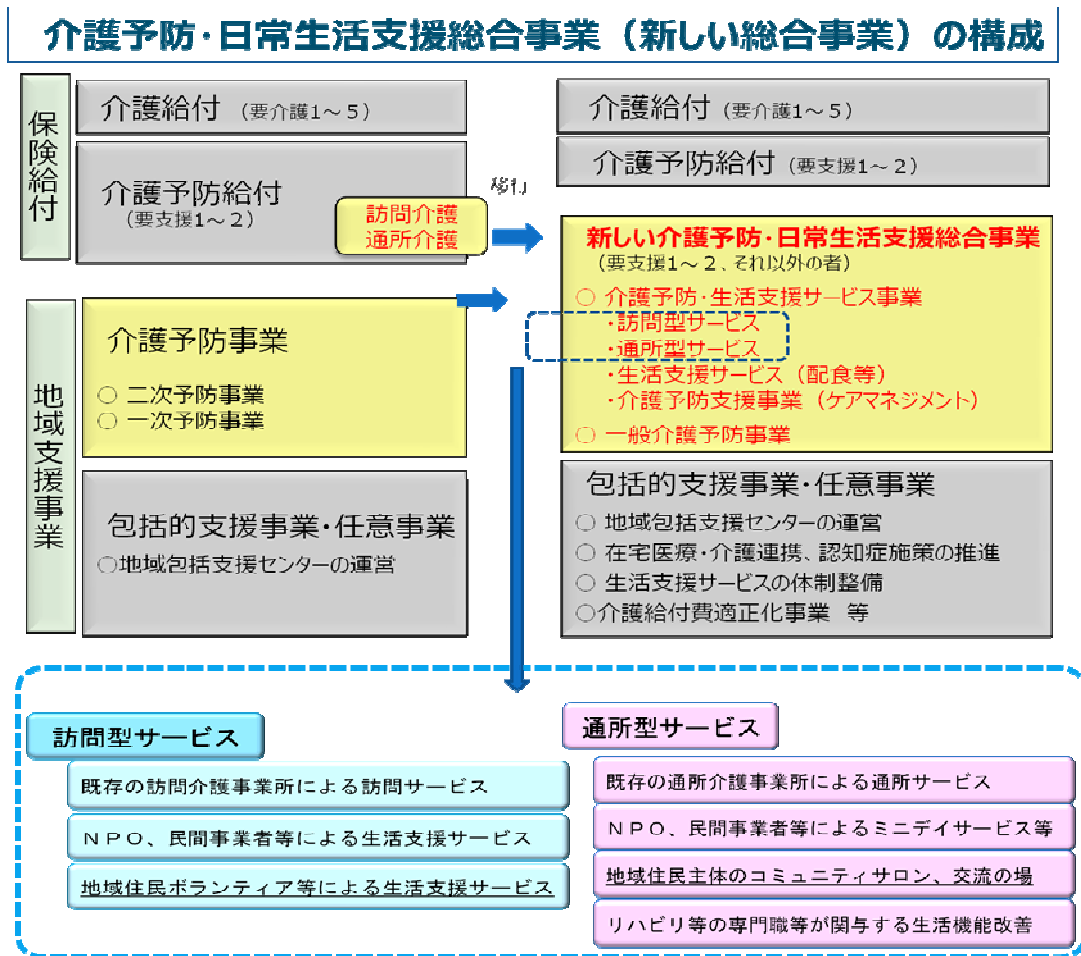
- 地域における地域支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進するとともに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等の活用を図るため、生活支援コーディネーター機能を強化します。
- 日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーター機能の担い手ができるように地域における調整を進めます。
- 各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として「協議体」の設置に向けた調整を進めます。



## (2) 地域での自立した生活支援

地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制作りを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指し、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」（新しい総合事業）が創設されました。

この新しい総合事業は、平成 29 年 4 月までにすべての市町村で実施することが国から義務付けられており、高齢者の生活支援ニーズを把握しながら、サービス提供の担い手を確保し、円滑な移行と制度の充実を図ります。



### 《事業の移行における基本的な考え方》

地域の実情に応じて地域の支えあい体制づくりを推進し、要支援者等のニーズに応じた効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指します。

既に給付によるサービスを利用している方は、認定期間中は予防給付とし、期間終了後は総合事業に移行するなど、要支援者等や地域の実情に応じて段階的に総合事業への移行を推進します。

地域における、生活支援コーディネーター機能の担い手等と連携して継続的に、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築及び生活支援・介護予防サービスの開発を行います。

### (3) 認知症対策の充実

認知症高齢者は、今後増加することが見込まれており、認知症の予防と早期発見を図るために認知症に対する知識の普及・啓発を行うとともに、認知症になっても尊厳を保ちながら安心して暮らせるように、保健・医療・福祉の各種専門機関の連携体制の強化、地域での見守り・支援体制づくりを推進します。

#### 《新たに取り組んでいる主な認知症対策》

##### ■ 認知症ケアパスの作成

日常生活圏域において、認知症を有する高齢者等がどのような状態にあっても対応できるサービス基盤構築につなげるため、状態に応じた適切なサービスの流れを示す認知症ケアパスを作成します。

##### ■ 認知症地域支援推進員の配置

認知症の人とその家族を支援するために、その中核的な役割を果たす認知症地域支援推進員の配置を進め、認知症の人やその家族を地域で支える環境整備を進めます。

##### ■ 認知症初期集中支援チームの設置

高齢者増加に伴い認知症の人が更に増加することが見込まれていることを踏まえ、厚生労働省が発表した「認知症施策推進5カ年計画」オレンジプランの7つの柱の一つに早期診断・早期対応として「認知症初期集中支援チーム」の設置があります。本市では、平成25年度モデル事業として中部地域包括支援センターに設置しました。この支援チームにより、医療・介護の複数の専門職が訪問し初期の支援を包括的・集中的に行い、地域で生活するためのサポートをします。

##### ■ 認知症カフェの支援

厚生労働省では平成25年4月から「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」を実施しています。この計画の中で「認知症カフェ」は、地域において認知症の人の家族を支援し、認知症の人の家族の負担の軽減を図る取組のひとつとしてあげられています。

本市でも「認知症カフェ」の取組を推進するため、平成26年度から補助金の交付を行っています。

### (4) 高齢者の権利擁護支援体制の充実

高齢者が認知症などにより判断能力の低下や身体機能の低下により介護が必要な状態になっても、生命や財産が護られ、地域において安心して生活を送ることができるよう権利擁護支援体制を充実します。

## 基本政策 3 介護保険関連施設等の整備

### (1) 介護保険関連施設の整備

可能な限り在宅で生活を続けられるために在宅サービスの充実を図り、並行して在宅生活が困難となった人のために、施設・居住系サービスの基盤整備を促進します。特に、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域密着型サービスの整備を促進します。

#### 《整備を推進する主な施設》

##### ■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

○ 重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うものであり、在宅での暮らしを支えるために求められているサービスのひとつであることから、引き続き整備を促進します。

##### ■ 小規模多機能型居宅介護拠点

○ 在宅生活の継続を支える拠点として、需要及び利用実態を踏まえ、引き続き整備を促進します。

##### ■ 複合型サービス

○ 医療ニーズの高い要介護者など利用者のニーズに柔軟に対応できるよう、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するものであり、在宅での暮らしを支えるために求められているサービスのひとつであることから、引き続き整備を促進します。

### (2) 高齢者福祉施設等の整備目標

本計画期間中の整備水準の維持確保及び保険料への影響並びに介護老人福祉施設への入所申込者の状況を勘案し、整備目標を設定します。

施設類型	平成 26 年度末の 状況（見込み）	平成 29 年度 整備目標
介護保険施設（定員）		
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1,554 人	1,671 人
介護老人保健施設	1,241 人	1,289 人
介護療養型医療施設	289 人	289 人
地域密着型施設（定員）		
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	724 人	834 人
地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）	485 人	665 人
地域密着型特定施設（小規模介護付有料老人ホーム）	247 人	256 人
特定施設入居者生活介護（定員）	432 人	568 人
合 計	4,972 人	5,572 人
生活支援ハウス（定員）	34 人	34 人
高齢者共同生活支援施設（定員）	14 人	14 人
養護老人ホーム（定員）	150 人	150 人
軽費老人ホーム（ケアハウス）（定員）	369 人	369 人

## 基本政策 4 介護保険事業の適正な運営

### (1) 介護保険サービスの推計

#### ■施設・居住系サービス利用者数の推計

区分	単位	第5期(実績)		(見込み)	第6期推計			平成37年度
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
介護老人福祉施設	人/月	1,483	1,523	1,491	1,650	1,660	1,660	2,006
介護老人保健施設	人/月	1,104	1,100	1,120	1,168	1,168	1,168	1,422
介護療養型医療施設	人/月	242	227	201	203	203	203	203
特定施設入所者生活介護	人/月	300	305	321	349	350	418	492
認知症対応型共同生活介護	人/月	569	602	627	758	758	794	1,017
地域密着型特定施設	人/月	207	219	250	247	255	255	329
地域密着型介護老人福祉施設	人/月	191	213	373	497	557	617	756

#### ■居宅サービスごと利用量の実績と推計(予防給付)

区分	単位	第5期(実績)		(見込み)	第6期推計			平成37年度
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
介護予防訪問介護	人/月	965	979	966	1,041	801	275	0
介護予防訪問入浴介護	回/月	3	2	3	3	3	3	4
介護予防訪問看護	回/月	199	233	240	278	300	324	520
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	377	378	353	380	390	401	463
介護予防居宅療養管理指導	人/月	36	41	45	43	44	45	52
介護予防通所介護	人/月	1,950	2,181	2,370	2,318	776	266	0
介護予防通所リハビリテーション	人/月	262	264	278	286	293	301	348
介護予防短期入所生活介護	日/月	258	221	200	202	202	202	190
介護予防短期入所療養介護(老健)	日/月	13	19	37	18	22	25	72
介護予防福祉用具貸与	人/月	1,147	1,286	1,411	1,371	1,407	1,445	1,668
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	427	392	439	450	461	472	560
介護予防住宅改修	人/月	440	446	478	497	516	535	689
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	12	7	8	7	7	8	11
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	2	4	5	4	4	4	5
介護予防地域密着型通所介護	人/月	—	—	—	—	1,008	346	0
介護予防支援	人/月	3,314	3,552	3,740	3,784	3,882	3,985	4,598

■居宅サービスごと利用量の実績と推計（介護給付）

区分	単位	第5期（実績）		（見込み） 平成 26年度	第6期推計			平成 37年度
		平成 24年度	平成 25年度		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
訪問介護	回/月	51,471	53,953	56,330	58,713	62,730	66,288	94,004
	人/月	2,154	2,248	2,324	2,352	2,460	2,549	3,175
訪問入浴介護	回/月	1,432	1,409	1,393	1,555	1,693	1,819	2,604
	人/月	314	303	294	325	346	364	443
訪問看護	回/月	4,324	4,458	4,763	4,986	5,434	5,853	9,973
	人/月	884	876	870	884	925	958	1,269
訪問リハビリテーション	回/月	2,711	2,629	2,622	2,946	3,048	3,118	3,152
	人/月	298	294	274	313	330	344	417
居宅療養管理指導	人/月	767	878	1,025	957	1,012	1,059	1,283
通所介護	回/月	44,176	47,455	50,829	52,862	24,628	26,117	36,529
	人/月	4,876	5,131	5,386	5,517	2,515	2,611	3,139
通所リハビリテーション	回/月	6,930	6,976	6,629	7,401	7,790	8,122	10,017
	人/月	966	970	918	1,025	1,076	1,118	1,347
短期入所生活介護	日/月	19,501	20,237	19,475	20,193	22,055	23,784	37,315
	人/月	1,622	1,636	1,614	1,633	1,731	1,813	2,343
短期入所療養介護（老健）	日/月	1,124	1,157	1,160	844	933	1,013	2,033
	人/月	117	121	112	78	85	91	168
短期入所療養介護（病院等）	日/月	70	12	0	4	7	12	52
	人/月	8	2	0	4	4	4	5
福祉用具貸与	人/月	4,726	5,031	5,226	5,366	5,650	5,887	7,110
特定福祉用具購入費	人/月	1,249	1,259	1,318	1,353	1,389	1,425	1,711
住宅改修	人/月	776	800	820	838	857	876	1,025
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	0	0	0	60	74	88	270
認知症対応型通所介護	回/月	2,355	2,181	2,326	2,473	2,535	2,567	2,303
	人/月	235	225	224	245	259	270	328
小規模多機能型居宅介護	人/月	112	129	149	164	196	202	522
地域密着型通所介護	回/月	—	—	—	—	31,988	33,922	47,446
	人/月	—	—	—	—	3,267	3,392	4,077
複合型サービス	人/月	0	0	0	0	25	25	261
居宅介護支援	人/月	7,622	7,851	8,049	8,437	8,852	9,198	11,067

■介護保険給付費の推計

(単位：円)

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 37年度
介護保険給付費(①+②)	32,068,386,003	33,155,896,870	34,843,043,931	44,570,773,889
①標準給付費	31,135,179,771	32,112,275,177	32,954,562,145	42,282,183,382
予防給付費	1,637,583,000	1,398,768,000	866,763,000	674,748,000
介護給付費	28,057,586,000	29,341,053,000	30,639,564,000	39,483,430,000
特定入所者介護サービス費	941,500,032	914,424,937	951,356,383	1,342,142,429
高額介護サービス費	549,232,159	587,686,500	626,140,841	933,775,569
高額医療合算介護サービス費	72,598,317	78,595,520	84,592,723	132,570,347
審査支払手数料	28,305,392	28,929,008	29,552,624	34,541,552
②地域支援事業費	933,206,231	1,043,621,693	1,888,481,786	2,288,590,507

(2) サービス基盤の整備と質の向上

高齢化に伴う介護ニーズの増加に対応し、被保険者が必要に応じて適切なサービスを受けることができるよう、サービス提供体制の確保・充実に努めます、

また、利用者が良質な事業者を選択して、満足度の高いサービスを受けられるよう、介護サービス情報などの提供やサービス利用料などの負担軽減を行い介護サービス利用の利便性を高めるとともに、事業者などに対する研修、指導・監査、助言などを行います。

(3) 市民・利用者の意見の反映

要支援・要介護認定申請や介護サービスの利用方法、保険料の納め方など、制度全般に関わる相談に対応するため、介護保険課に相談窓口を設置しています。

介護サービスの利用が増えるに従って、サービス内容に関わる苦情が増えており、また、要支援・要介護認定や保険料の賦課に関する苦情・相談も多く寄せられることから、理解が得られるように的確な対応に努めます。

## 基本政策5 高齢者の安全・安心のための諸事業の推進

### (1) 高齢者が利用しやすい建築物、道路等の整備

#### 《主な見直し方針》

##### ■公共交通機関の整備

- 地域、事業者、行政が一体となって交通体系（ネットワーク）の整備を進めます。
- 公共交通の利便性を向上させるため、長野市バス共通ICカードの近隣市町村バスや鉄道への導入等による利用エリアの拡大を図るとともに、モビリティ・マネジメントの推進により公共交通の利用促進に努めます。
- 安心して公共交通を利用できる環境を整備するため、バリアフリー化に対する支援を継続します。

#### 《その他の取組》

- 人にやさしい建築物の促進
- 歩道段差解消事業
- 高齢者に配慮したまちづくり

### (2) 安全・安心のゆとりある住生活の確保

#### 《主な取組》

- 福祉住宅建設資金融資事業
- 市営住宅等高齢者対策事業
- 住宅情報提供事業
- 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業

### (3) 交通事故、犯罪、災害等からの高齢者の保護

#### 《主な取組》

- 高齢者交通安全教育・事故防止対策事業
- 高齢者向け消費啓発事業
- 避難行動要支援者（高齢者福祉サービス）台帳の整備
- 避難行動要支援者対策事業
- 福祉避難所の指定

## 介護保険料額について

以下のポイントに基づいて次期介護保険料を算定しました。

- ① 保険料を算定するための介護保険のサービス見込量は、あいプランの施設整備方針等に基づいています。
- ② 第1号被保険者の保険料負担割合が22%に変更されました。
- ③ 国における▲2.27%の介護報酬改定の決定を加味しています。
- ④ 一定以上所得者の利用料2割負担及び居住費等の補足給付における資産勘案の影響額を加味しています。
- ⑤ 保険料の段階設定を見直し、現行の10段階を11段階設定とします。
- ⑥ 公費の投入により、第1段階の保険料乗率（基準額に対する割合）を0.05引き下げます。

### ■保険料基準額の変遷

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
保険料基準額 (月額)	2,570円	3,090円	3,890円	3,990円	4,880円	5,490円
保険料基準額 (年額)	30,840円	37,080円	46,680円	47,880円	58,560円	65,880円
基準額の増加率	—	20.2%	25.9%	2.6%	22.3%	12.5%
全国平均(月額)	2,911円	3,293円	4,090円	4,190円	4,972円	
県平均(月額)	3,068円	3,484円	3,882円	4,039円	4,920円	

### ■所得段階別保険料

第5期	段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階 (基準額)	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階
	保険料乗率	0.45	0.45	0.675	0.75	0.875	1.0	1.125	1.25	1.5	1.75
	月額(円)	2,196	2,196	3,293	3,660	4,270	4,880	5,490	6,100	7,320	8,540
	年額(円)	26,350	26,350	39,520	43,920	51,240	58,560	65,880	73,200	87,840	102,480

第6期	段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 (基準額)	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階
	保険料乗率	0.45(0.40)	0.675	0.75	0.875	1.0	1.15	1.275	1.50	1.55	1.75	1.8
	月額(円)	2,470 (2,196)	3,705	4,118	4,803	5,490	6,313	6,999	8,235	8,509	9,608	9,882
	年額(円)	29,640 (26,350)	44,460	49,410	57,640	65,880	75,760	83,990	98,820	102,110	115,290	118,580
第5期からの上昇額 (月額)	274 (0)	411	458	533	610	823	899	915	1,189	1,068	1,342	
第5期からの上昇率	12.5% (0.0%)	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	15.0%	14.8%	12.5%	16.3%	12.5%	15.7%	

※第1段階の( )内は軽減後のもの